

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7635658号
(P7635658)

(45)発行日 令和7年2月26日(2025.2.26)

(24)登録日 令和7年2月17日(2025.2.17)

(51)国際特許分類		F I		
A 4 7 B	81/00 (2006.01)	A 4 7 B	81/00	A
A 4 7 B	77/04 (2006.01)	A 4 7 B	77/04	A
A 4 7 B	77/02 (2006.01)	A 4 7 B	77/02	
A 4 7 B	83/00 (2006.01)	A 4 7 B	83/00	

請求項の数 6 (全11頁)

(21)出願番号	特願2021-112189(P2021-112189)	(73)特許権者	000198787 積水ハウス株式会社
(22)出願日	令和3年7月6日(2021.7.6)		大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号
(65)公開番号	特開2023-8543(P2023-8543A)		
(43)公開日	令和5年1月19日(2023.1.19)	(74)代理人	100117101 弁理士 西木 信夫
審査請求日	令和6年4月3日(2024.4.3)	(74)代理人	100120318 弁理士 松田 朋浩
		(72)発明者	中原 潤平 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社内
		(72)発明者	木村 充伸 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社内
		(72)発明者	安田 理恵

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 構造体

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

部屋の床から突出して当該床に固定されており、部屋の天井及び壁から離間する造作壁と、

上記造作壁の第1壁面に固定されたカップボードと、
上記造作壁の第2壁面の上部に固定された吊戸棚と、
上記造作壁の上記第2壁面の下部に固定された収納台と、を備える構造体。

【請求項2】

部屋の床に固定されており、部屋の天井及び壁から離間する造作壁と、
上記造作壁の第1壁面に固定されたカップボードと、
上記造作壁の第2壁面の上部に固定された吊戸棚と、
上記造作壁の上記第2壁面の下部に固定された収納台と、を備えており、
上記造作壁の幅寸法と、上記カップボードの幅寸法と、上記吊戸棚の幅寸法と、上記収納台の幅寸法とが同一である構造体。

【請求項3】

上記造作壁の両側面と、上記カップボードの両側面と、上記吊戸棚の両側面と、上記収納台の両側面とをそれぞれ覆うサイドパネルをさらに備える、請求項2に記載の構造体。

【請求項4】

上記造作壁の上面と、上記カップボードの上面と、上記吊戸棚の上面とが同一の高さ位置にある、請求項1から3のいずれかに記載の構造体。

【請求項 5】

上記造作壁の上面と、上記吊戸棚の上面の少なくとも一部とを覆う化粧パネルをさらに備える、請求項 4 に記載の構造体。

【請求項 6】

上記造作壁の上面から上方へ光を照射する照明器具をさらに備える、請求項 4 に記載の構造体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、住宅に用いられる構造体に関する。

10

【背景技術】

【0002】

特許文献 1 は、リビングとキッチンとを間仕切壁で仕切り、間仕切壁を背にして食器棚をキッチンに設置した構造体を開示する。

【0003】

特許文献 2 は、壁に取り付けられた吊戸棚を開示する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開 2002 - 121909 号公報

20

【文献】特開 2019 - 45916 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

食器棚は、間仕切壁に固定されることにより、地震時における転倒が防止される。間仕切壁は、部屋を仕切る壁であるから、設置する位置の自由度が低い。したがって、特許文献 1 に記載された構造体では、間仕切壁を背にして設置する食器棚の設置位置の自由度が低くなる。また、間仕切壁は、天井及び床と連結されて固定されるから、間仕切壁を設置するためには、天井及び床の施工が必要となる。

【0006】

30

一方、吊戸棚も壁に取り付けられるものであるから、設置位置の自由度が低い。

【0007】

本発明は、前述された事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、カップボードの転倒を防止でき、また、カップボード、吊戸棚、及び収納台の設置位置の自由度を高めることができ、さらに施工が容易な構造体を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

(1) 本発明に係る構造体は、部屋の床に固定されており、部屋の天井及び壁から離間する造作壁と、上記造作壁の第 1 壁面に固定されたカップボードと、上記造作壁の第 2 壁面の上部に固定された吊戸棚と、上記造作壁の上記第 2 壁面の下部に固定された収納台と、を備える。

40

【0009】

カップボードは、造作壁に固定されることによって、転倒を防止される。この造作壁は、部屋の天井及び壁から離間するから、施工が容易である。また、造作壁は、部屋の壁から離間しており、部屋を仕切る間仕切壁ではないから、カップボード、吊戸棚、及び収納台の設置位置の自由度が高い。

【0010】

(2) 上記造作壁の幅寸法と、上記カップボードの幅寸法と、上記吊戸棚の幅寸法と、上記収納台の幅寸法とが同一であってもよい。

【0011】

50

造作壁の幅寸法と、カップボードの幅寸法と、吊戸棚の幅寸法と、収納台の幅寸法とが同一とされることにより、カップボードと造作壁と吊戸棚と収納台との一体感が向上する。

【0012】

(3) 本発明に係る構造体は、上記造作壁の両側面と、上記カップボードの両側面と、上記吊戸棚の両側面と、上記収納台の両側面とをそれぞれ覆うサイドパネルをさらに備えていてもよい。

【0013】

サイドパネルにより、造作壁とカップボードと吊戸棚と収納台との一体感がさらに向上する。

【0014】

(4) 上記造作壁の上面と、上記カップボードの上面と、上記吊戸棚の上面とが同一の高さ位置にあってもよい。

【0015】

造作壁の上面とカップボードの上面と吊戸棚の上面とが同一の高さ位置とされることにより、造作壁とカップボードと吊戸棚との一体感がさらに向上する。

【0016】

(5) 上記カップボードの上面の少なくとも一部と、上記造作壁の上面と、上記吊戸棚の上面の少なくとも一部とを覆う化粧パネルをさらに備える

【0017】

化粧パネルにより、造作壁とカップボードと吊戸棚との一体感がさらに向上する。

【0018】

(6) 上記造作壁の上面から上方へ光を照射する照明器具をさらに備える

【0019】

照明器具は、カップボード側の室内であるキッチン及び吊戸棚側の室内であるリビングを天井を介して間接的に照明することができる。

【発明の効果】

【0020】

本発明に係る構造体は、カップボード及び吊戸棚の設置位置の自由度を高め、かつ施工を容易にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】図1は、部屋10を示す図である。

【図2】図2は、部屋10の水平断面図である。

【図3】図3は、構造体30の垂直断面図である。

【図4】図4は、構造体30の正面図である。

【図5】図5は、構造体30の水平断面図である。

【図6】図6は、変形例に係る構造体30の垂直断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0022】

以下、本発明の実施形態について説明する。なお、以下に説明される実施形態は、本発明の一例にすぎず、本発明の要旨を変更しない範囲で、本発明の実施形態を適宜変更できることは言うまでもない。

【0023】

本実施形態では、図1に示される部屋10に設けられる構造体30が説明される。部屋10は、リビングダイニングキッチン(LDK)である。図1では、部屋10の一部のみが示されている。部屋10は、室内を区画する第1部屋壁11や第2部屋壁12や掃き出し窓15や床13や天井14(図3参照)を備えている。

【0024】

第1部屋壁11は、大開口の窓16を有している。第2部屋壁12は、窓17を有している。第1部屋壁11の内壁面と第2部屋壁12の内壁面とは直交している。本実施形態

10

20

30

40

50

では、鉛直方向に沿う方向が上下方向 7 と称され、水平方向及び第 2 部屋壁 1 2 の内壁面に沿う方向が前後方向 8 と称され、水平方向及び第 1 部屋壁 1 1 の内壁面に沿う方向が左右方向 9 と称される。

【 0 0 2 5 】

掃き出し窓 1 5 は、徐下方向 7 及び前後方向 8 に沿って延びており、左右方向 9 において第 2 部屋壁 1 2 と対向している。掃き出し窓 1 5 の外側に、ウッドデッキ 1 8 が設けられておる。ウッドデッキ 1 8 は、前後方向 8 に沿って延びている。ウッドデッキ 1 8 の外側に、庭 1 9 が位置している。部屋 1 0 及び庭 1 9 は、塀 7 0 に囲まれている。

【 0 0 2 6 】

部屋 1 0 の室内には、構造体 3 0 の他、シンク 2 0 や第 1 テーブル 2 1 や第 2 テーブル 2 2 や不図示のソファなどが設置されている。

10

【 0 0 2 7 】

シンク 2 0 は、左右方向 9 に沿って延びる直方体状である。シンク 2 0 は、第 1 部屋壁 1 1 の内壁面に隣接している。第 1 テーブル 2 1 は、シンク 2 0 の右側に位置しており、シンク 2 0 と隣接している。また、第 1 テーブル 2 1 は、第 1 部屋壁 1 1 の窓 1 6 に隣接している。

【 0 0 2 8 】

構造体 3 0 は、シンク 2 0 の後側であって、シンク 2 0 から離間する位置に位置している。また、構造体 3 0 は、第 1 部屋壁 1 1 及び第 2 部屋壁 1 2 から離間する位置に位置している。構造体 3 0 とシンク 2 0 との間、及び構造体 3 0 と第 2 部屋壁 1 2 との間は、住人が移動する動線である。

20

【 0 0 2 9 】

第 2 テーブル 2 2 は、構造体 3 0 の右側に位置しており、構造体 3 0 と隣接している。また、第 2 テーブル 2 2 は、第 1 部屋壁 1 1、第 2 部屋壁 1 2、及び掃き出し窓 1 5 から離間する位置に位置している。第 2 テーブルとシンク 2 0 及び第 1 テーブル 2 1 との間、及び第 2 テーブル 2 2 と掃き出し窓 1 5 との間は、住人が移動する動線である。

【 0 0 3 0 】

図 2 に示されるように、構造体 3 0 は、造作壁 4 0 と、カップボード 5 0 と、吊戸棚 8 0 (図 3 参照) と、収納台 9 0 と、一对のサイドパネル 3 1、3 2 と、化粧板 3 3 と、を備える。

30

【 0 0 3 1 】

造作壁 4 0 は、床 1 3 から上向きに突出している。すなわち、造作壁 4 0 は、床 1 3 に固定されている。

【 0 0 3 2 】

造作壁 4 0 は、部屋壁 1 1、1 2 から離間する位置に位置している。また、図 3 に示されるように、造作壁 4 0 の上面 4 5 は、部屋の天井 1 4 から離間している。すなわち、作業者は、部屋壁 1 1、1 2 や天井 1 4 に対する工事をすることなく造作壁 4 0 を施工することができる。

【 0 0 3 3 】

造作壁 4 0 は、矩形形状の主面である第 1 壁面 4 1 及び第 2 壁面 4 2 と、矩形形状の側面である側面 4 3 及び側面 4 4 (図 5 参照) と、矩形形状の上面 4 5 とを有している。また、造作壁 4 0 は、中空である。造作壁 4 0 の内部に電源線 4 6 が配線されている。

40

【 0 0 3 4 】

カップボード 5 0 は、造作壁 4 0 の第 1 壁面 4 1 側に位置しており、造作壁 4 0 に隣接している。カップボード 5 0 は、後述のサイドパネル 3 1、3 2 (図 2 参照) によって造作壁 4 0 に固定され、転倒を防止されている。但し、カップボード 5 0 は、ボルトなどの固着具を用いて造作壁 4 0 に固定されていてもよい。

【 0 0 3 5 】

図 3 から図 5 に示されるように、カップボード 5 0 は、背板 5 1、天板 5 2、複数の上扉 5 3、複数の下扉 5 4、左右一对の側板 6 1、6 2、複数の棚板 5 6、及び複数のスラ

50

イド棚 5 7 等を備えている。

【 0 0 3 6 】

背板 5 1 は、上下方向 7 及び左右方向 9 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、前後方向 8 を厚みとする矩形板状である。背板 5 1 の一方の主面である後面 5 8 は、造作壁 4 0 の第 1 壁面 4 1 と当接している。ただし、カップボード 5 0 は、後面 5 8 と第 1 壁面 4 1 とが僅かに離間するように造作壁 4 0 に対して位置していてもよい。

【 0 0 3 7 】

天板 5 2 は、前後方向 8 及び左右方向 9 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、上下方向 7 を厚みとする矩形板状である。天板 5 2 は、その上面 5 9 が造作壁 4 0 の上面 4 5 と同じ高さ位置となる位置に位置している。すなわち、天板 5 2 の上面 5 9 と造作壁 4 0 の上面 4 5 とは面一である。

10

【 0 0 3 8 】

側板 6 1、6 2 は、上下方向 7 及び前後方向 8 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、左右方向 9 を厚みとする矩形板状である。側板 6 1 の一方の主面である外側面 6 3 は、造作壁 4 0 の側面 4 3 と面一である。側板 6 2 の一方の主面である外側面 6 4 は、造作壁 4 0 の側面 4 4 と面一である。すなわち、左右方向 9 におけるカップボード 5 0 の長さ（幅寸法）は、左右方向 9 における造作壁 4 0 の長さ（幅寸法）と略同一である。

【 0 0 3 9 】

複数の棚板 5 6 は、カップボード 5 0 の内部空間であって、且つカップボード 5 0 の上部となる位置に位置している。複数の棚板 5 6 は、上下方向 7 において相互に離間している。棚板 5 6 の前側に、上扉 5 3 が位置している。

20

【 0 0 4 0 】

スライド棚 5 7 は、カップボード 5 0 の内部空間であって、且つ上下方向 7 におけるカップボード 5 0 の中央部となる位置に位置している。スライド棚 5 7 は、前後方向 8 に沿ってスライド可能にカップボード 5 0 に保持されている。

【 0 0 4 1 】

下扉 5 4 は、カップボード 5 0 の下部となる位置に位置している。下扉 5 4 の奥側は、収納スペースである。

【 0 0 4 2 】

吊戸棚 8 0 は、造作壁 4 0 の第 2 壁面 4 2 側に位置しており、第 2 壁面 4 2 の上部と隣接している。吊戸棚 8 0 は、背板 8 1 と、天板 8 2 と、底板 8 3 と、複数の扉 8 5 と、複数の棚板 8 6 とを備えており、角筒状である。但し、吊戸棚 8 0 は、左右の側板を有していてもよい。

30

【 0 0 4 3 】

左右方向 9 における吊戸棚 8 0 の長さ（幅寸法）は、左右方向 9 における造作壁 4 0 の長さ（幅寸法）と略同一である。吊戸棚 8 0 の左右方向 9 における両側面の一方は、造作壁 4 0 の側面 4 3 と面一であり、他方は、造作壁 4 0 の側面 4 4 と面一である。

【 0 0 4 4 】

背板 8 1 は、上下方向 7 及び左右方向 9 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、前後方向 8 を厚みとする矩形板状である。背板 8 1 の一方の主面である後面 8 7 は、造作壁 4 0 の第 2 壁面 4 2 の上部と当接している。背板 8 1 は、ボルト及びナットやネジなどの固着具を用いて造作壁 4 0 に取り付けられている。すなわち、吊戸棚 8 0 は、造作壁 4 0 に固定されている。

40

【 0 0 4 5 】

天板 8 2 は、前後方向 8 及び左右方向 9 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、上下方向 7 を厚みとする矩形板状である。天板 8 2 は、その上面 8 8 が造作壁 4 0 の上面 4 5 と同じ高さ位置となる位置に位置している。すなわち、天板 8 2 の上面 8 8 と造作壁 4 0 の上面 4 5 とは面一である。

【 0 0 4 6 】

底板 8 3 は、前後方向 8 及び左右方向 9 に沿って拡がる 2 つの主面を有し、上下方向 7

50

を厚みとする矩形板状である。底板 8 3 は、上下方向 7 において天板 8 2 と対向している。

【 0 0 4 7 】

扉 8 5 は、上下方向 7 及び左右方向 9 に沿って広がる 2 つの主面を有し、前後方向 8 を厚みとする矩形板状である。扉 8 5 は、前後方向 8 において背板 8 1 と対向している。複数の扉 8 5 は、左右方向 9 において並んでいる。ただし、吊戸棚 8 0 は、1 つの扉 8 5 のみを備えていてもよい。

【 0 0 4 8 】

複数の棚板 8 6 は、吊戸棚 8 0 の内部空間に位置しており、且つ上下方向 7 において相互に離間している。

【 0 0 4 9 】

収納台 9 0 は、吊戸棚 8 0 の下方に位置している。また、収納台 9 0 は、造作壁 4 0 の第 2 壁面 4 2 側に位置しており、造作壁 4 0 に隣接している。また、収納台 9 0 は、床 1 3 に載置されている。収納台 9 0 は、後述のサイドパネル 3 1、3 2 によって造作壁 4 0 に固定されている。但し、収納台 9 0 は、固着具を用いて造作壁 4 0 に固定されていてもよい。

【 0 0 5 0 】

前後方向 8 における収納台 9 0 の長さ（奥行寸法）は、前後方向 8 における吊戸棚 8 0 の長さ（奥行寸法）と略同一である。すなわち、収納台 9 0 の正面と吊戸棚 8 0 の正面とは、概ね面一である。

【 0 0 5 1 】

収納台 9 0 は、背板 9 1 と、天板 9 2 と、底板 9 3 と、左右一対の側板 9 4 と、扉 9 6 と、棚板 9 7 と、複数の脚 9 8 と、カウンタ 9 9 と、を備えており、中空の直方体状である。

【 0 0 5 2 】

背板 9 1 は、上下方向 7 及び左右方向 9 に沿って広がる 2 つの主面を有し、前後方向 8 を厚みとする矩形板状である。背板 9 1 の一方の主面である背面 1 0 0 は、造作壁 4 0 の第 2 壁面 4 2 の下部と当接している。

【 0 0 5 3 】

天板 9 2 及び底板 9 3 は、前後方向 8 及び左右方向 9 に沿って広がる 2 つの主面を有し、上下方向 7 を厚みとする矩形板状である。天板 9 2 と底板 9 3 とは、上下方向 7 において相互に離間し、かつ対向している。天板 9 2 の上に、カウンタ 9 9 が載置されている。

【 0 0 5 4 】

側板 9 4 は、上下方向 7 及び前後方向 8 に沿って広がる 2 つの主面を有し、左右方向 9 を厚みとする矩形板状である。一方の側板 9 4 の主面である外側面は、造作壁 4 0 の側面 4 3 と面一である。他方の側板 9 4 の主面である外側面は、造作壁 4 0 の側面 4 4 と面一である。すなわち、左右方向 9 における収納台 9 0 の長さ（幅寸法）は、左右方向 9 における造作壁 4 0 の長さ（幅寸法）と略同一である。

【 0 0 5 5 】

扉 9 6 は、上下方向 7 及び左右方向 9 に沿って広がる 2 つの主面を有し、前後方向 8 を厚みとする矩形板状である。扉 9 6 は、前後方向 8 において背板 9 1 と対向している。

【 0 0 5 6 】

複数の棚板 9 7 は、上下方向 7 における収納台 9 0 の内部空間の中央に位置している。

【 0 0 5 7 】

複数の脚 9 8 は、底板 9 3 の下面から下方に向かって突出している。脚 9 8 の下端は、床 1 3 と当接している。

【 0 0 5 8 】

サイドパネル 3 1、3 2 は、同形状であって、上下方向 7 及び前後方向 8 に沿って広がる 2 つの主面をそれぞれ有し、左右方向 9 を厚みとする矩形板状である。上下方向 7 におけるサイドパネル 3 1、3 2 の長さ（高さ寸法）は、上下方向 7 におけるカップボード 5 0 の長さ（高さ寸法）と略同一である。すなわち、サイドパネル 3 1、3 2 の上端は、造

10

20

30

40

50

作壁 40 の上面 45 及び吊戸棚 80 の天板 82 の上面 88 と同じ高さ位置に位置している。

【0059】

前後方向 8 におけるサイドパネル 31、32 の長さ（幅寸法）は、前後方向 8 における造作壁 40 の長さ（奥行寸法）と、前後方向 8 におけるカップボード 50 の長さ（奥行寸法）と、前後方向 8 における吊戸棚 80 の長さ（奥行寸法）との和と略同一である。すなわち、サイドパネル 31、32 は、カップボード 50 の両側面、造作壁 40 の両側面 43、44、吊戸棚 80 の両側面、及び収納台 90 の両側面を覆う。サイドパネル 31、32 は、ネジなどの固着具や接着剤などを用いて、造作壁 40、カップボード 50、吊戸棚 80、及び収納台 90 に取り付けられている。すなわち、サイドパネル 31、32 は、造作壁 40、カップボード 50、吊戸棚 80、及び収納台 90 を相互に固定している。サイド

10

【0060】

化粧板 33 は、前後方向 8 及び左右方向 9 に沿って広がる 2 つの主面を有し、上下方向 7 を厚みとする矩形板状である。左右方向 9 における化粧板 33 の長さ（幅寸法）は、左右方向 9 における造作壁 40 の長さ（幅寸法）と同じである。前後方向 8 における化粧板 33 の長さ（奥行寸法）は、前後方向 8 における造作壁 40 の長さ（厚み寸法）よりも長い。化粧板 33 は、造作壁 40 の上面 45、カップボード 50 の天板 52 の上面 59 の一部、及び吊戸棚 80 の上面 88 の一部に載置されており、ネジや接着剤などによって造作壁 40 に固定されている。なお、化粧板 33 は、カップボード 50 及び吊戸棚 80 にも固定されていてもよい。化粧板 33 は、造作壁 40 とカップボード 50 との継ぎ目、及び造作壁 40 と吊戸棚 80 との継ぎ目を覆い隠す。

20

【0061】

[実施形態の作用効果]

造作壁 40 は、部屋 10 の部屋壁 11、12 及び天井 14 から離間するから、部屋壁 11、12 や天井 14 についての工事を行わずに造作壁 40 を施工することができる。また、造作壁 40 は、部屋壁 11、12 から離間しており、部屋 10 を仕切る間仕切壁ではないから、カップボード 50、吊戸棚 80、及び収納台 90 を設置希望位置に応じた位置に設けることができる。その結果、構造体 30 では、カップボード 50、吊戸棚 80、及び収納台 90 の設置位置の自由度が高く、且つ施工が容易である。

30

【0062】

本実施形態では、造作壁 40 の幅寸法と、カップボード 50 の幅寸法と、吊戸棚 80 の幅寸法と、収納台 90 の幅寸法とが同一であるから、造作壁 40 とカップボード 50 と吊戸棚 80 と収納台 90 との一体感が向上する。

【0063】

本実施形態では、造作壁 40 の側面 43、44 とカップボード 50 の外側面 63、64 と吊戸棚 80 の側面と収納台 90 の側面とをサイドパネル 31、32 によって覆うことにより、造作壁 40 とカップボード 50 と吊戸棚 80 と収納台 90 との一体感がさらに向上する。

【0064】

本実施形態では、造作壁 40 の上面 45 と化粧板 33 の上面と吊戸棚 80 の上面 88 とが同一の高さ位置とされることにより、造作壁 40 とカップボード 50 と吊戸棚 80 との一体感がさらに向上する。

40

【0065】

本実施形態では、造作壁 40 とカップボード 50 との継ぎ目、及び造作壁 40 と吊戸棚 80 との継ぎ目を覆い隠す化粧板 33 により、造作壁 40 とカップボード 50 と吊戸棚 80 との一体感がさらに向上する。

【0066】

[変形例]

本変形例では、図 6 に示されるように、構造体 30 が、化粧板 33 に代えて照明器具 3

50

4 を備える例が説明される。

【 0 0 6 7 】

照明器具 3 4 は、造作壁 4 0 の上面 4 5 に載置されており、ネジなどを用いて造作壁 4 0 に取り付けられている。照明器具 3 4 は、左右方向 9 に沿って延びている。左右方向 9 における照明器具 3 4 の長さ（幅寸法）は、左右方向 9 における造作壁 4 0 の長さ（幅寸法）と略同一である。

【 0 0 6 8 】

照明器具 3 4 は、光源及び点灯装置を有している。点灯装置は、造作壁 4 0 内の電源線 4 6 を通じて電力を供給され、光源を点灯させる。光源は、例えば L E D である。光源は、上向きに光を照射する。すなわち、照明器具 3 4 は、天井 1 4 に向かって光を照射する。図 6 において、照明器具 3 4 が照射した光が一点鎖線で示されている。天井 1 4 で反射された光は、部屋 1 0 内を照明する。すなわち、照明器具 3 4 は、いわゆる間接照明である。

10

【 0 0 6 9 】

照明器具 3 4 により、照明器具 3 4 が設置されない場合よりも構造体 3 0 の外観が良くなり、かつ部屋 1 0 内を間接的に照明することができる。

【符号の説明】

【 0 0 7 0 】

1 0 . . . 部屋

1 1 、 1 2 . . . 部屋壁

20

1 3 . . . 床

1 4 . . . 天井

3 0 . . . 構造体

3 1 、 3 2 . . . サイドパネル

3 3 . . . 化粧板

3 4 . . . 照明器具

4 0 . . . 造作壁

4 1 . . . 第 1 壁面

4 2 . . . 第 2 壁面

4 3 、 4 4 . . . 側面

30

4 5 . . . 上面

5 0 . . . カップボード

7 0 . . . リビング収納

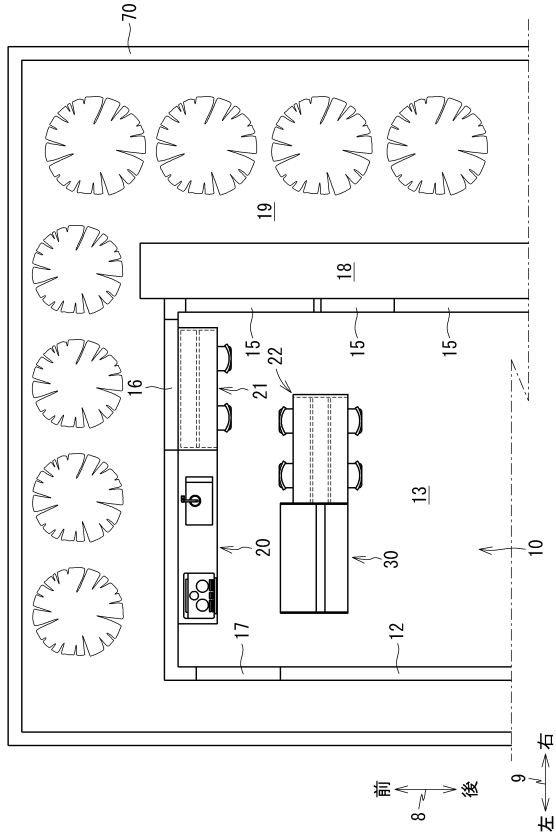
8 0 . . . 吊戸棚

9 0 . . . 収納台

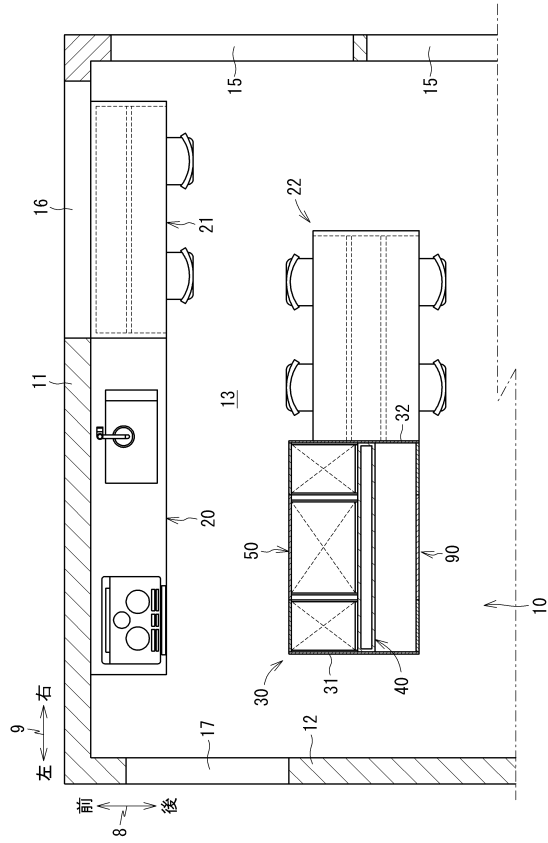
40

50

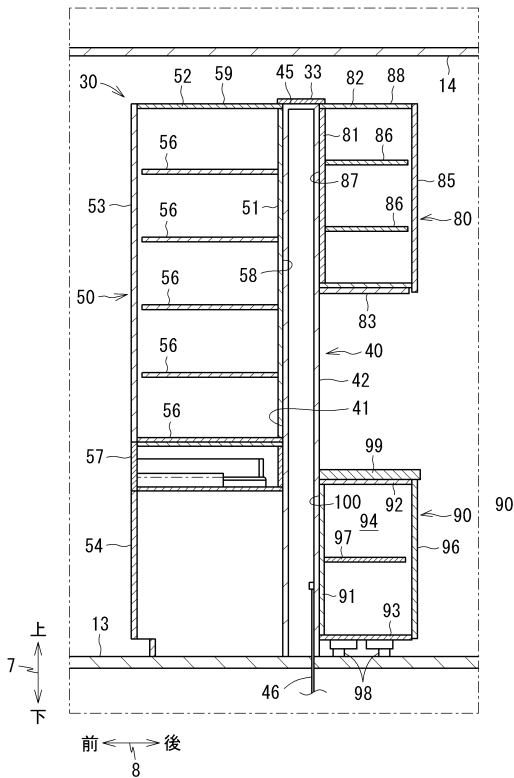
【図面】
【図 1】



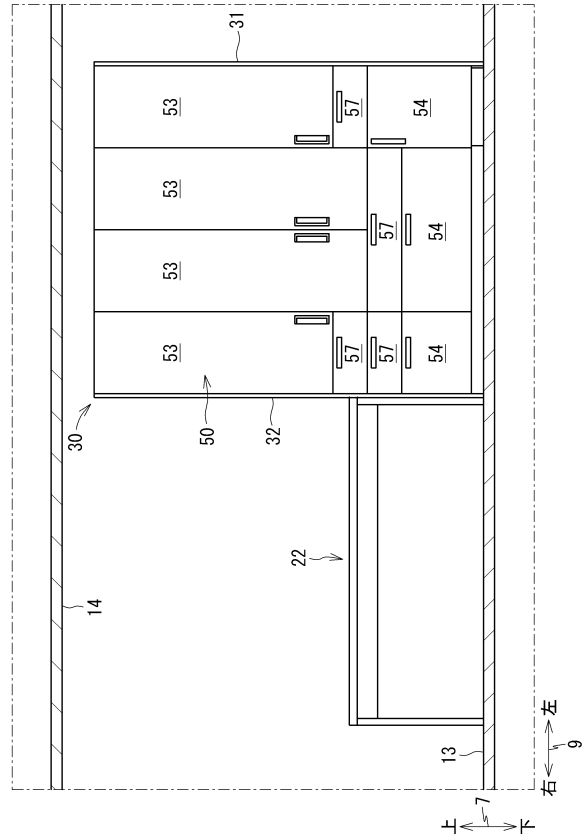
【図 2】



【図 3】



【図 4】



10

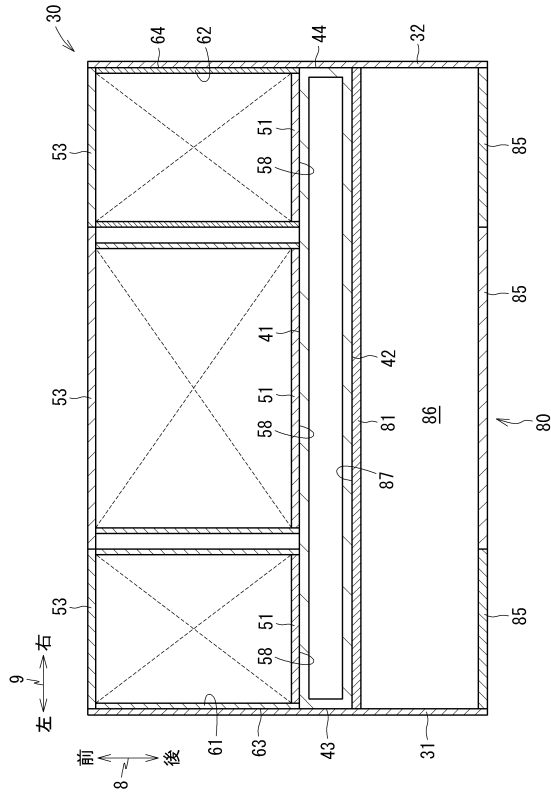
20

30

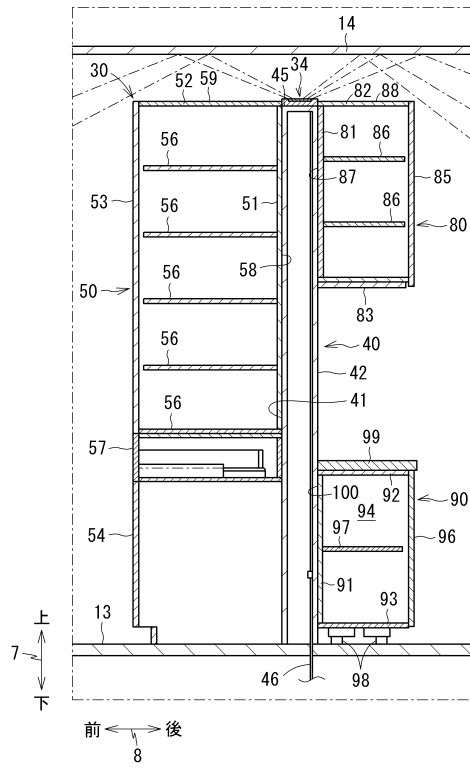
40

50

【図5】



【図6】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社内

(72)発明者 藤原 祥子

大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社内

審査官 齋藤 智也

(56)参考文献 特開2012-231991(JP,A)

特開平11-244068(JP,A)

実開昭50-104821(JP,U)

特開2007-222342(JP,A)

特開2001-224454(JP,A)

特開2010-019049(JP,A)

実開昭50-137835(JP,U)

実公昭50-039790(JP,Y1)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

A47B 81/00、81/04

83/00、87/00

77/02、77/04

96/04